

第 521 回岡山地方最低賃金審議会議事録

- 1 日 時 令和 8 年 7 月 30 日（木曜日）午後 1 時 30 分～
- 2 場 所 岡山市北区下石井 1－4－1
岡山第 2 合同庁舎 2 階共用会議室 A B
- 3 出席者
- | | |
|------------|---|
| 公益代表委員 | 岡 山 一 郎
片 山 裕 之
佐々木 裕 子
西 田 和 弘
長谷川 珠 子 |
| 労働者代表委員 | 児 玉 智 勝
櫻 井 正 巳
高 山 伸 男
村 上 達 哉
吉 井 哲 也 |
| 使用者代表委員 | 石 黒 和 之
鶴 海 元
錦 織 勝 輝
西 谷 治 朗 |
| 事務局 岡山労働局長 | 森 實 久美子 |
| 労働基準部長 | 佐 藤 明 士 |
| 賃 金 室 長 | 宮 本 洋 子 |
| 賃 金 指 導 官 | 森 井 顕 二 |
| 労災補償監察官 | 木 村 弘 之 |
| 監 察 監 督 官 | 金 武 邦 洋 |

4 議 事

森井指導官

ただ今から第 521 回岡山地方最低賃金審議会を開催いたします。本日の審議会は公開にて行います。

参加者の皆様におかれましては、スマートフォン等、音の出る機器については、電源をお切りになるか、マナーモードに設定いただきますようお願いいたします。

まず、定足数について報告申し上げます。

本日は、使用者側委員の佐野委員が欠席されておられます。また岡山委員につきましては、遅れての出席となります。現時点で他の委員の 13 名が出席されておりますので、最低賃金審議会令で規定されている定足数である 3 分の 2 以上又は、公労使各委員の 3 分の 1 以上の出席の条件を満たしていることを報告いたします。

それでは、本日御審議いただく事項につきまして説明いたします。

お手元にお配りしております議事次第を御覧ください。

- 1 地域別最低賃金額改定の目安の伝達について
- 2 最低賃金基礎調査結果等の資料説明について
- 3 岡山県最低賃金専門部会の運営について
- 4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無及び改正決定について（諮問）
- 5 岡山県最低賃金の改正決定に対する意見書及び意見陳述について
- 6 今後の審議日程について
- 7 その他

でございます。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

西田会長

皆様、大変暑い中御苦勞様です。

一昨日の地震で熊本方面にお知り合いのおられる方、さぞ、御心配のことと思います。御見舞い申し上げます。

それでは、初めに、本日の審議会は、公労使の三者が揃い公開としています。

ただし、議事の進行において二者協議となる場合があれば、その部分は、委員の皆さんの忌憚のない御意見をいただく必要があると考えますので非公開とします。

それでは、議題 1 「地域別最低賃金額改定の目安の伝達について」から審議に入ることとします。

令和8年度の目安についての伝達を事務局からお願いします。

佐藤部長

労働基準部長の佐藤でございます。

本日は、初めに中央最低賃金審議会の戒野会長代理からのビデオメッセージを見ていただくこととしております。地賃の委員の皆様、改定目安の理解を深めていただきやすいように全国で導入されているものでございます。

放映するメッセージについて対応した資料が、資料No.1の方に「中賃の公益委員見解」とありますので御覧ください。

その中で、どの部分に対応しているかというのをざっくりと申し上げておきますと、まず、メッセージが始まりますと、このメッセージの趣旨、最低賃金の位置づけであるとか、改定の考慮要素、そして、目安についての説明といった導入部分がございます。

3分半ぐらい経ちますと、別紙1の公益委員見解、こちらの目安のポイントの説明に入って、労働者の生計費、賃金引き上げの状況、通常の事業の賃金支払能力の順に、3要素それぞれの評価のポイントの説明がございます。3、4分ぐらい説明があった後に、7分25秒ごろから3要素の評価を踏まえた各ランクの引上げ額の目安、最後に、10分過ぎぐらいから全員協議会から示された目安の論点と考え方の整理を踏まえた各都道府県の地賃への期待など、こういった説明がございますので、御承知おきいただければと思います。

それでは、メッセージを再生させていただきます。

(中央最低賃金審議会戒野会長代理メッセージ放送)

佐藤部長

以上でございます。

それでは、ただ今のビデオメッセージで説明のありました目安答申について一部補足の説明をさせていただきます。

資料は引き続き資料No.1を御覧ください。

皆さま御承知のとおり、本年6月26日以降、計6回の目安小委員会が開催された後、7月28日に開催された中央最低賃金審議会において厚生労働大臣宛て答申が行われたところでございます。

引上げの目安額については、皆様御承知のとおりAランクで54円、B、Cランクで56円となっております。

私からは資料を順に説明したいと思いますけれども、まずは別紙1の答申文を御覧いただければと思います。

別紙1が公益委員見解、間に参考資料を挟んで別紙2が小委員会報告となっております。

これを各地賃に対して提示するという内容の答申がなされて、その公益委員見解の中で各ランクの引上げ額の目安が示される形となっております。

別紙1、8ページのオ「政府に対する要望」以降は、中賃からの政府に対する要望となっております。一部追加はございますけれども、概ね昨年度までと同内容となっております。

主なものを申し上げますと、「中小企業・小規模事業者等が継続的に賃上げできる環境整備のための価格転嫁対策をしっかりと進める」という話であるとか、あるいは、「生産性向上の支援のための業務改善助成金などの支援策の拡充」であるとか、さらに「中小企業の経営改革のための伴走支援体制の強化」、最後は「年収の壁」への対応など、こういったところが挙げられております。

続きまして、別紙1の公益委員見解であります。こちらの方は、今、ビデオメッセージで説明がございましたとおり、全員協議会で取りまとめられた論点の考え方の整理に基づき、政府方針にも配意しつつ法定3要素に基づき審議を行っていただきたいというものとなっております。

ページをめくっていただきますと「参考資料」がございます。こちらの方で、特に公益委員見解の中で取り上げられている根拠のデータを中心に紹介させていただきます。

取り上げられた部分については赤枠、例えば、2ページのところであれば、赤枠で囲われたところがありますけれども、こういった形で実際に取り上げられたデータを表示しております。

それから、今から私が申し上げるページ数は右上の部分ですね、横にすると右下になるのですが、ここを参照いただければと思います。

2ページから6ページは、労働者の生計費に関するものでございます。

2ページの方が、消費者物価指数の前年同月比の推移でございます。昨年度同様、「消費者物価指数＝持家の帰属家賃を除く総合」に加えまして、「頻繁に購入する品目」「1か月に1回程度購入する品目」、それぞれ具体的な品目については3ページにございます。「基礎的支出項目」「食料全体」、この4つの項目について掲載されております。

特に、この「基礎的支出項目」につきましては、消費者物価指数のうち支出弾力性の低い、いわば収入によらず一定の支出

が必要となるもので、食品に加えて、家賃、光熱費なども対象となっております。

こういった4つの指標を1万分比ウエイトとともに取り上げていまして、右側の赤枠を見ていただきますと、昨年度に引き続きましていずれもプラスの数値、上昇局面が続いております。

ただ、一方で、赤枠の右側の1年前の数値と比較しますと、ビデオメッセージの方にもございましたが前年よりも緩やかな上昇率となっております。

続きまして4ページの方を御覧ください。

エンゲル係数の推移、こういったものを含めた生計費の関連するデータでございます。4ページはエンゲル係数の推移、5ページは、最賃の引上げによって賃金が上昇した労働者へのアンケートの結果、6ページが直近の中東情勢の影響、消費者物価であるとか、石油関連製品の価格・消費者マインドに与えた影響を取りまとめたものとなっております。

次の7ページからは、賃上げの状況についてのデータでございます。

7ページ、8ページが春闘の春季賃上げ妥結状況の連合のもの、それから9ページの方が経団連のものとなっております。10ページが日商のものとなっております。春闘賃上げの妥結状況につきましては、連合、経団連の取りまとめ、結果ともに3年続けて高い水準になっています。

それから11ページですが、こちらがよく言われる第4表、賃金改定状況調査結果のデータでございます。

こちらは、AからCランク別の上昇率として表示したのとなっております。いずれのランクでも上昇率は前年を上回っておりまして、B・Cランクでは3.4%と、Aランクの2.4%よりも高くなっています。

さらに、その右側は第4表③で継続労働者に限定したもので、こちらでもBランクは3.7%と前年を上回り、Aランクよりも高い数字となっております。

12ページ、13ページですが、こちらは昨年度から新しくデータの中で用いられる指標でございまして、フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最賃額の国際比較でございます。

平均値・中央値いずれで見てもこの数値につきましては先進国の中で低い水準となっております。

続きまして14ページの方からが、企業の賃金支払い能力に関するデータでございます。

14 ページ、15 ページが法人企業統計による企業収益でございまして、15 ページの赤字囲み部分が資本金 1000 万円以上の平均の経常利益率、その下が規模毎の経常利益率となっており、大きな規模の法人ほど利益率が高くなっているという状況でございます。

16 ページは従業員 1 人あたり付加価値額の推移でございます。

付加価値額自体は規模が大きな企業ほど高くなっているというところでございます。一方で、赤字で囲んでいるのは、前年度比で見た上昇率ということになっていまして、こちらは、製造業・非製造業いずれにおいても、規模の小さな企業も含めて改善傾向にあるという数値となっています。

続きまして 17 ページを御覧ください。労働分配率のデータとなっています。こちらは、よく言われる話ではございますけれども規模が小さな企業ほど分配率は高くなっているということでございます。

続きまして、18 ページは国内企業物価指数でございます。

こちらは、中東情勢の影響を受けて 3 月以降、石油関連製品を中心に国内企業物価指数が非常に上昇していることがグラフで見て取れると思います。

19 ページから 21 ページが業況判断、日銀短観の資料となっています。

こちらの方では、今、申し上げた各種の指標のとおり大企業と中小企業での収益力については、一部改善傾向もみられるものの、引き続き二極化している状況がデータからも見て取れると思います。

続いて 22 ページ以降が、価格転嫁、価格交渉の状況の資料となっています。

22 ページ、23 ページは、価格交渉のデータでございます。発注企業との間で価格交渉が行われた割合は、前年の調査からやや改善し、価格交渉が行われた企業の割合は増えております。また、23 ページに労務費分の価格交渉による価格転嫁の実施状況が記載されております。

ただ、一方で、依然として上昇分の一部のみ、あるいは、全く転嫁できないとの声もあるところでございます。

価格転嫁の状況につきましては 24 ページ、25 ページにございます。

26 ページ以降は倒産状況の推移、それから雇用情勢のデータとなっております。26 ページの赤字で囲んでいるところだけ

れども、コロナ禍開けの令和4年度以降、4年連続倒産件数が増加している状況です。

次の27ページは物価高倒産の状況でございまして、特に倒産の種別の中でも物価高倒産が過去最多を更新する状況で、高い水準です。

28ページ以降は、完全失業率であるとか、雇用情勢のデータとなっています。

ここから47ページまで雇用情勢に関する資料がございします。詳細は省略いたしますがB、Cランク地域で人材不足の状況であるとか、適用事業所数の減少であるとか、こういったところがこのデータを見ていただきますと見て取れるところかと思ひます。

次に48ページを御覧ください。

ここからは昨年度の最低賃金引上げに伴う影響に関するものとなっています。

最初は事業場内の最低賃金のデータから始まりまして、それから、賃金決定の考慮要素、また、昨年度の最低賃金引上げの影響などを赤、黄、青、緑で色分けして、赤が全国計、黄色が特別区・政令指定都市、青色が政令指定都市以外の市、緑が市以外のところとなっています。

このデータにつきまして、御不明な点、更にもう少し内容を聞きたいというところがございましたらいつでも事務局の方にお問い合わせいただければと思ひます。

以上がこの参考資料でございします。

次にありますのが小委員会の報告になります。こちらも詳細な説明の方は省略させていただきますが、この1ページ目の2から始まるものが目安小委員会で示された労働者側の見解、それから2ページ目の3が使用者側の見解でございします。

3ページ目に意見の不一致とありますが、冒頭で申し上げましたとおりこの小委員会のところでは意見は一致しなかったということが書かれています。

労働者側、使用者側それぞれの意見を踏まえた公益見解が4ページの5公益委員見解及びその取扱いのところにございします。

ここでは、その両者の意見を踏まえて政府への要望、こういったところが記載されておりまして、政府への要望につきましては先ほど答申文の中で紹介させていただきましたけれども、それぞれ答申文に反映されているところとなっています。

以上、簡単ではございしますが、目安に関する小委員会報告の説明でございました。

西田会長

今の目安伝達、資料の説明について御質問等ございますか。

(特になし)

西田会長

それでは、次に議題（２）「最低賃金基礎調査結果等の資料説明」について、事務局からお願いします。

森井指導官

それでは、資料 NO. 4 としてお示ししています「令和 8 年度岡山県最低賃金基礎調査結果」につきまして、私から説明いたします。

資料 No. 4 を御覧ください。こちらが基礎調査の資料となります。

まず、基礎調査がどのような調査かということについて説明いたします。

「基礎調査結果報告書」の 1 ページを御覧ください。

基礎調査とは、岡山地方最低賃金審議会の審議のための基礎資料を得ることを目的とし、岡山県における地域別最低賃金の対象となる賃金労働者の賃金実態を明らかにした調査です。

調査範囲は岡山県全域を対象としております。対象事業所は、平成 25 年 10 月改定の日本標準産業分類に定める産業のうち、岡山県最低賃金が適用される、御覧のア～クまでの業種となっております。

調査対象事業所の規模は、製造業、情報通信業のうち新聞業及び出版業は 100 人未満、その他の産業は 30 人未満となっております。

調査対象労働者は、正社員だけでなく、臨時労働者、パート社員等も対象となっております。

調査対象となる賃金は、令和 8 年 6 月分の所定内賃金となっております。これは、基本給の他、最低賃金の算定基礎となる諸手当を対象としております。

最低賃金の基礎とならない精皆勤、家族、通勤手当や、時間外手当・深夜手当・休日手当などの割増賃金、賞与等の 1 か月を超える期間ごとに支払われる手当、臨時に支払われる手当は調査対象から除かれております。

集計は、統計的手法により、各産業・規模別に事業所を分類しまして、その分類ごとの事業所総数により定められた抽出率によって必要調査数を算出し、復元した数値で集計しております。

以上が基礎調査の概要です。それでは、最低賃金基礎調査の結果について説明いたします。

次の2ページを御覧ください。ローマ数字のⅡの「最低賃金基礎調査による現行最低賃金未満率」ですが、現行の岡山県最低賃金1,047円未満の労働者の割合を示しております。カッコ内は前年の数値です。

集計結果から算定しますと、未満率は男性で1.45%、女性で2.76%、男女合わせると2.18%となり、昨年度に比べていずれも高くなっております。

Ⅲは、「最低賃金基礎調査における特性値一覧表」です。

結果、月平均賃金額は20万16円、時間当たり平均賃金額は1,466円となっております。

その下にある分位数とは、賃金を低い方から高い方へ並べて20等分、10等分、4等分のように等分したときにその最初の境界に位置する数字です。

一番下の中位数は、数字を並べた真ん中の数字でいわゆる中央値ですが、1,273円となっております。

続いて、3ページ以降の総括表について説明いたします。

総括表は、その賃金額の階級ごとに何人の労働者が属しているかという賃金の分布を示したものです。

3ページの「岡山県最低賃金基礎調査結果」ですが、これは、11ページから15ページの総括表(1)の左半分を見やすく拡大したものです。

この総括表の見方は、左の金額欄は賃金階級で、その賃金階級と同じ行にある数字は累積の労働者数を示しており、カッコ書きは累積の労働者数の比率を示しています。

表の一番上を見ていただきますと、1,036円とありますが、これは1円から1,036円までの労働者は合計6,030人おり、その内訳として1名～9名の規模の事業所で3,520人、10人～29人の規模で2,324人、30人～99人の規模で186人いることを示しております。

下に行きまして、真ん中より少し下、現在の最低賃金額1,047円の階級になると1,046円の階級の6,355人から20,658人に急に増えております。これらは累積労働者数ですので、1,047円の労働者数を算出するには、1,047円の階級の20,658人から1,046円の階級の6,355人を引いて計算し、結果、14,303人が属していることが分かります。

このページではかに、労働者数が急に増えている階級としては、例えば、1,050円の階級があるのが見て取れるかと思えます。

11 ページを見ていただくと、11 ページの「総括表（１）」は、「規模別」・「年齢別」に賃金階級ごとの集計となっております。

17 ページの「総括表（２）」は、「男女別」・「男女ごとの年齢別」に賃金階級ごとの集計となっております。

23 ページには、集計結果の「特性値」の推移が記載されております。

表とグラフを見ての通り、時間当たり平均賃金や分位数など、いずれも経年的には上昇傾向で推移しており、令和８年度の数値が最も高い数値となっております。

次の 25 ページに「最低賃金改正の影響率」の表を載せております。

こちらは、現行の岡山県最低賃金の時間額 1,047 円から引上げを行った場合の「引上率」及び、調査結果に基づく「影響率」を 1 円ごとに取りまとめたものです。

最低賃金を引き上げることによって、どれだけ影響があるのかを示しており、例えば仮に 1,070 円まで引き上げるとすれば、18.92%の影響率となります。

27 ページは、先ほど説明した総括表をグラフ化したものです。賃金階級別の労働者数の分布と累積分布についてグラフを作成しております。

29 ページは、「賃金階級に対する労働者の累積度数分布」を昨年度と比較したグラフです。

31 ページは、「賃金階級に対するその該当労働者数の分布」を昨年度と比較したもので、33 ページは、同じグラフを 100 円刻みにしたものです。

以上が最低賃金基礎調査結果の報告です。

資料 No. 5 以降の資料につきましては、室長から説明いたします。

宮本室長

私から資料 No. 5 以降について説明させていただきます。

資料 No. 5 は、中央最低賃金審議会目安小委員会で作成された資料となっておりますので、先ほど基準部長が説明した中にあった資料と被る部分もありますが、説明させていただきます。

資料 No. 5 の 2 ページです。内閣府の「月例経済報告」の 2026 年 1 月～6 月までの基調判断の推移が一覧にされているものです。3 月以降「中東情勢の影響を注視する必要がある。」とされ、先行き判断では「金融資本市場の変動の影響などに注意する必要がある。」とされています。

「雇用情勢」は、いずれの月も「改善の動きがみられる」となっておりまして、消費者物価につきましては、「上昇している」から「緩やかに上昇している」へと変化しています。

3 ページ目は、連合の「春季賃上げ妥結状況」です。

7 月 3 日に公表された、第 7 回の最終集計結果を見ますと、今年の賃上げ率は、全体は 5.01%、中小企業 4.69%となっています。全体では昨年の 5.25%から 0.24 ポイント減となっていますが、中小企業では昨年の 4.65%を 0.04 ポイント上回った結果となっています。

4 ページ目は、経団連の「春季賃上げ妥結状況」です。

現在出されているのは、第 1 回集計時点の結果のみということで、最終集計については今月末に公表される予定と確認しておりますが、第 1 回集計時点で大手企業が、5.46%、中小企業が 4.20%の賃上げ率となっています。

5 ページ目は、日銀短観による「雇用人員判断 D I の推移」です。

こちらは、人手の過不足感を示す指標になります。プラスは人手が過剰と考えている企業の割合が高いこと、マイナスは人手が不足と考えている企業の割合が高いことを示しています。コロナ禍の 2020 年辺りで過剰判断の時期がありますが、その後は人手不足感が強まり続けており、中堅企業・中小企業については、大企業以上に人手不足感が高まっていることが見て取れます。

6 ページ、7 ページ目は、「フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合の国際比較」です。OECD が公表しているものです。

12 ページから 14 ページは、ランク別による「完全失業率、有効求人倍率、新規求人数の推移」に関する資料となります。

15 ページから産業別の状況です。

16、17 ページは「主な産業の売上高経常利益率の推移」です。2020 年に一部の産業で大きく低下していますが、その後は、四半期ごとに変動はあるものの、改善傾向で推移していることが見て取れます。

18 ページは、「日銀短観による主な産業の業況判断 D I の推移」です。2020 年に大きく低下していますが、その後は改善傾向で推移しており、直近では横ばいとなっています。

19 ページ、20 ページは「国内企業物価指数、輸入物価指数の推移」となります。

21 ページから 31 ページは、消費者物価の動向となります。当審議会の主要統計資料としては、消費者と取引がある品目の

価格の動きを把握するために、実際に市場での売買がない「持家の帰属家賃を除く総合」を利用していますので、その点を御留意ください。

23 ページは、「消費者物価指数の推移」です。

24 ページは、「消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」の主な項目別寄与度の推移」です。こちらも御覧いただくとお分かりだと思いますが、グレーの「生鮮食品を除く食料」の寄与度が大きくなっています。

25 ページは、「消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」の推移」、26 ページは、「消費者物価指数の「購入頻度階級別指数」の推移」となっております。27 ページは、先ほども説明の中にありました「消費者物価指数の対前年上昇率の推移」です。

30 ページは、「消費者物価指数に対するガソリンの暫定税率廃止及び政策による効果の寄与度の推移」です。暫定税率の廃止によってこれだけ影響があるというのが見て取れると思います。

それから、これも先ほどもありましたけれども 31 ページは、「エンゲル係数の推移」です。エンゲル係数は、近年どの世帯でも上昇傾向にありますが、特に収入が低い世帯で、更に高い値で推移している状況にあることがこのグラフから見て取れます。

32 ページから、倒産の動向に関する資料となりますが、こちらも先ほど部長の方の説明でありましたとおり、同じ資料となりますので、こちらの方も説明を省略させていただきます。

37 ページから 49 ページにかけては、昨年度の引上げ後の状況に関する資料となります。資料によっては、都道府県別、発効月前後の状況をみることができるようになっています。

50 ページから 55 ページは、令和 7 年の賃金構造基本統計調査を用いた分析資料で、今年度こちらが新たに提出された資料になります。賃金構造基本統計調査というのは、これも厚生労働省が実施している調査になりますが、常用労働者が 10 人以上の民営事業所及び常用労働者が 5～9 人で企業全体の常用労働者も 5～9 人である民営事業所の数値を基に集計されています。そして、その調査に基づいて、51 ページには、「最賃近傍にあると思われる雇用労働者の構成比」を表したグラフになります。

52 ページは、「就業形態、男女別、年齢階級別影響率と労働者の構成比」を表したグラフになります。注意書きにありますとおり、縦軸の影響率は、令和 7 年 6 月時点の 1 時間当たりの

所定内給与額が、その後適用された地域別最低賃金額未満の常用労働者の割合になります。

53 ページは、「産業別の影響率と労働者の構成比」を表したグラフです。宿泊業、飲食サービス業の影響率が最も高く、生活関連サービス業、クリーニング、理容・美容、冠婚葬祭等、娯楽業、卸売・小売業が続いています。

54 ページは、一般労働者の「時間当たり所定内給与額と最低賃金額との差の分布」を表したグラフです。

55 ページは、「短時間労働者の時間当たり所定内給与額と最低賃金額との差の分布」を表したグラフになります。

56 ページから 101 ページは、中小企業への支援・経済対策・エネルギー価格対策等の資料です。

78 ページから 90 ページにかけて、こちらが先ほど部長の説明のところにもありました資料と被る部分もあるのですが、価格転嫁の状況等に関する資料になります。

90-2 は、「中東情勢の変化による価格交渉・価格転嫁の影響」を調査した結果です。

96 ページ以降、「年収の壁に関する対策」等が記載されています。

資料No.5 の説明は以上と致します。

資料No.6 も、中央で準備されていた資料となりますが、「都道府県統計資料編」ということで各種の関連指標がランク別、都道府県別に記されており、ちょっと分かりにくいのですが岡山のところの色を付けておりますので、また御覧いただければと思います。

資料No.7 は、「岡山県最低賃金年別時間額引上額」ということで、毎年の引上げ額を経年的にグラフ化したものです。

資料No.8 は、「岡山県最低賃金年別時間額引上率、影響率」をまとめたものです。令和7年が 25.94%の影響率があったということです。

資料No.9 は、岡山県の「時間当たりの賃金分布」です。基になっているのは令和7年の賃金構造基本統計調査の特別集計です。最賃額は令和6年の 982 円となりますが、一般労働者、短時間労働者の分布がこのようになっているという参考にしていただければと思います。

資料No.10 は、岡山県の「春季賃上げ妥結状況」です。1 枚目が連合岡山並びに岡山県経営者協会の集計を取りまとめたものです。

2 枚目が全国の妥結状況です。連合本部、経団連の集計となっております。こちらも参考にしていただければと思います。

資料No.11 は、岡山県人事委員会が県職員の給与に関する報告に関して調査しているもので、令和7年の岡山市の標準生計費は、13万4千600円となっています。

年単位で数値を見ると変動が大きいので、3か年の移動平均として折れ線を加えております。これを御覧いただくと岡山市の標準生計費の大まかな動きが分かります。

資料No.12 は、5月末時点の「雇用情勢」です。6月末時点の雇用情勢につきましては、明日31日が公表日のため、明日の専門部会にてお配りすることとします。

資料No.13 は、日本銀行岡山支店が、本年7月1日発表した「岡山県金融経済月報」です。

概況としては、「県内景気は、一部に弱めの動きがみられるが、緩やかな回復が続いている。」とされており、実体経済における最終需要をみると、「個人消費は、物価上昇等の影響を受けつつ、底堅く推移している。」、「設備投資は、増加傾向にある。」、「住宅投資は、弱めの動きとなっている。」、「公共投資は、緩やかに増加している。」とされています。

資料No.14 は、岡山財務事務所が公表しております「岡山県内経済情勢報告」です。こちらも7月分がまだ公表されていないことから、4月22日に公表されたものを載せております。

資料No.15 が、岡山県が公表しております、「岡山県鉱工業生産・出荷・在庫指数（速報）」になります。生産指数は105.3ということで、対前月比0.4%の低下となっております。出荷が上昇し、生産・在庫が低下したとされています。

資料No.16 は、「実質賃金指数の推移と名目賃金指数の推移」です。岡山県と全国の数値を示しています。6月、7月、12月は山が高くなっているのですが、賞与分が含まれるということでその部分は高くなっていることに御留意ください。

最後になりますが、資料No.17 は、令和7年度と令和6年度の業務改善助成金の申請状況を表とグラフにして入れております。

以上、長くなりましたが、資料の説明をさせていただきました。

西田会長

今の資料説明について御質問などがありましたらどうぞ。

(特になし)

(岡山委員、途中出席)

西田会長

それでは、これらの資料につきましては、今後の審議の参考としていただきますようお願いします。

次に議題（３）の「岡山県最低賃金専門部会の運営」について審議に入ることとします。

前回の第 520 回審議会において、岡山労働局長から岡山県最低賃金の改正決定についての諮問がありましたので、例年どおり最低賃金法第 25 条第 2 項に基づく専門部会委員の任命手続が行われています。

事務局から説明をお願いします。

宮本室長

資料№18 を御覧ください。労使委員の推薦公示等を行い、公労使各 3 名の方を任命させていただいております。

西田会長

本審議会終了後、引き続き第 1 回専門部会を開催し、岡山県最低賃金の改正決定にかかる調査審議を行うこととなっています。

中央最低賃金審議会の目安の答申について説明がありましたが、中央最低賃金審議会公益委員の見解等を踏まえ、また、岡山県内の企業活動、労働者の実情を十分踏まえて今後の審議をお願いいたします。

そこで、専門部会の運営についてですが、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項において、「審議会はあらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」と規定されておりますので、昨年までと同様に専門部会で全会一致の場合には、専門部会の決議を本審の決議として答申する取扱いとしたいと考えます。

ただし、この場合であっても、今年度は改めて本審を開催し、専門部会報告を行うとともに、岡山労働局長に答申文をお渡しする取扱いとしたいと思います。

皆さんの御意見はいかがでしょうか。

（特になし）

西田会長

ありがとうございます。

御承認をいただいたということで、進めさせていただきます。それでは、当審議会としては、皆様の御了解を得てそのように運営することにします。

次に、議題（４）についてですが、7 月 3 日の審議会において労働局長から特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に係る

諮問がありました。この諮問にかかる審議方針については、本日の審議会で議論することになったところです。

この特定最低賃金の改正決定の必要性の有無にかかる審議については、令和3年度以降、それぞれ専門部会を設置して調査審議を進めてきました。

今年度におきましても、昨年同様にそれぞれの専門部会において各産業の代表により必要性の有無から審議を行うこととしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

西田会長

労使双方の御意見が全業種において必要性の審議から専門部会で丁寧に審議したいということですので、本年度も7業種とも専門部会で必要性の審議を行うこととします。

この場合、審議を効率的に進めるために諮問内容の一部変更が必要とのことですので、事務局から説明をお願いします。

宮本室長

特賃の専門部会において、必要性の審議を効率的に進めるため、前回の諮問内容に「必要性の有無について全会一致で確認された場合、金額改正決定についても併せて調査審議をお願いする。」を加えることで、本審を開催することなく引き続き金額審議に移ることができるようにするため、再度諮問をさせていただきます。

労働局長による諮問ですので、諮問文を局長より会長へお渡しした後、私の方で諮問文を代読させていただきます。

(局長より会長へ諮問文手交)

(事務局より諮問文の写を各委員に配布)

宮本室長

では、諮問文を代読させていただきます。

(諮問文読み上げ)

西田会長

ただ今、労働局長から再度の諮問がありました。今年度も、特定最低賃金の審議にあたっては、労使のイニシアティブにより、丁寧かつ効率的な議論が行われますよう、各委員の一層の御協力をお願いしたいと思います。

次に、特定最低賃金専門部会設置に関する事務手続きについて、事務局から説明してください。

宮本室長

規定によりまして、本日付で特定最低賃金専門部会の労使代表委員の推薦について公示することとします。

最賃法第 25 条第 1 項に基づく必要性審議の専門部会の委員と、全会一致となった専門部会について、引き続き最賃法第 25 条第 2 項に基づく金額改正審議の専門部会の委員を兼務するものとして、推薦公示文に記載します。

西田会長

委員の皆さん、よろしいでしょうか。

(異議なし)

西田会長

今後の特定最低賃金専門部会の審議の進め方として、審議会令第 6 条 5 項の適用についてお諮りします。

必要性の有無に関する専門部会において全会一致となった場合は、審議会令第 6 条第 5 項の規定を適用したいと思います。従いまして専門部会での決議を本審の決議とし、金額改正審議に移行することとします。そして、金額改正の専門部会において全会一致の場合は、同様に審議会令第 6 条第 5 項を適用し、特定最低賃金に関しては本審の開催を行わず、専門部会において答申を行うこととします。

なお、個別の各専門部会において、必要性の有無について全会一致とならなかった場合は本審に報告し、審議終了となります。また、必要性の有無について全会一致となり、その後金額改正審議において全会一致とならず結審した業種につきましては、本審へ報告の上、審議が行われることとなります。

それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

西田会長

それでは、当審議会としてそのように運営することとします。事務局から何かありますか。

宮本室長

事務局から 1 点説明させていただきます。

第 1 回目の特賃専門部会につきましては、審議をスムーズに進めていただくことで、早い時期に必要性の有無が結審されるよう、昨年度同様、業種ごとに開催させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

西田会長

特賃専門部会の委員となられた場合には、日程調整に御協力をよろしくお願いいたします。

続きまして、議題（５）の「岡山県最低賃金改正決定に対する意見書及び意見陳述について」事務局より説明をお願いします。

宮本室長

岡山県最低賃金の改正に係る意見書の提出につきましては、改正決定に係る意見聴取の一般公示を行ったところ、提出期限の７月２４日までに、郵政産業労働者ユニオン岡山支部など１５団体から、資料№１９のとおり提出されています。

また、岡山県労働組合会議からは、意見を記載した文書以外に、最低賃金の引上げを求める要請署名の提出がありました。これらにつきましては、回覧とさせていただきますので、御確認をお願いします。

西田会長

それでは、これから、意見書の提出のありました団体から意見陳述をしていただきます。

意見陳述の順番は、意見書の受付順とさせていただきます。

また、意見陳述の時間は各団体とも５分以内とさせていただきます。

本日は６団体から陳述をしていただくことになっておりますので、時間を厳守していただきますようお願いいたします。

最初は、岡山マスカットユニオンに意見陳述をしていただきます。意見陳述をされる方は陳述台までお進みください。

岡山マスカットユニオン

片山氏

体調が悪いので、順番をあとにさせていただけないでしょうか。

西田会長

それでは順番を入れ替えます。

先に岡山県労働組合会議の方に意見陳述をお願いしたいと思います。意見陳述される方は陳述台までお進みください。

（岡山県労働組合会議発表者演台へ）

西田会長

それでは、お願いします。

岡山県労働組合会議

弓田氏

岡山県労働組合会議の弓田と申します。

昨日、一昨日ぐらいから報道でもありますように、日本政策投資銀行の岡山事務所が「岡山県における若者・女性の社会流出の現状と改善に向けて」というレポートを発表しています。

結論からいうと、このレポートでは岡山の場合は若者の人口の流出が非常に多くて、社会減となっているということが言われていました。年代別にみても、社会減が最も大きいのが就職による転居となっておりまして、20 代前半が最も大きいということでした。また、転職や結婚に伴う転居が推定される 30 代も非常に高い状況となっています。

今回、問題とされていますのは、20 代前半の女性の人口流出が転出により非常に多いということで、悪化しているということです。他県と比較しても、直近 10 年で比較しますと、岡山県がワーストとなっていると報道されていました。

特にどこに転出しているかといいますと、東京都や大阪などのいわゆる大都市圏に転出していると報道されていました。その理由はいくつか指摘されているのですが、まずは、ブランド、安心感のある大企業が少ないということ、希望する職業、キャリアパスが少ないということ、それから、前時代的な体質が強い、要するにジェンダーバイアスが強いということですね、そういったものがあります。

報告の中では、賃金だけでは問題は解決できないと言われていたのですが、転出先を見てみると、やはり最低賃金が比較的高い地域へと移転しているということは明らかでした。やはり大都市圏と比較して収入格差が大きいということは、見落としてはいけない点ではないかと思います。

確かに賃金だけが人口流出を決定する要因ということではないと思うのですが、やはり、賃金が安定していないと、労働者にとっては生計費ということになるので、生活の大前提となる収入の確保ができなければ岡山县内で安定して生活していこうとしてもできないことになりまして、言い方は悪いですが大都市圏での就職に失敗したから仕方なしに県内に就職する、そういった事態も発生してしまうというふうに思います。

そうなってしまうと、どれだけ魅力的な企業に助成したり地域環境を作っていくつもりでも、なかなか難しいと言わざるを得ないと思います。特に、大都市圏などは、生活環境だけでなくインフラ整備もかなり進んでいますし、娯楽施設も多いということがありますので、大都市圏と比較すると地方の方が見劣りをしてしまうのはやむを得ないと思います。

今回、最低賃金の目安が示され、目安どおりに岡山県最賃が改定されますと 1,103 円ということで、やっと 1,100 円を超えますが、この金額で仮にフルタイムで働いたとしても、月額は約 19 万円です。年収に換算すると 229 万円ということになるのですが、いわゆる結婚の壁といわれている 300 万円と比較すると非

常に大きな差があるというふうに思います。

今回のレポートにありましたように、女性の流出率が非常に大きいということと、さらに、少子高齢化ということを考えますと、一定程度最低賃金額のところで歯止めをかけていかなければ、これからますます結婚の壁が高くなって、結婚できない、もしくはしないとなり、その場合どうなるかといいますと、子どもが増えない、そして、人口が減少していく、地域社会が衰退していく、そういった悪循環を招いてしまいます。生活基盤を整えるという前提に立って、最低賃金を大幅に引き上げ、大都市などと同水準の条件で企業競争することができるよう条件整備をしていく必要があると思っています。

今後、企業をより魅力あるものにして収益を確実に上げていくために、その場所で働いている人たちの労働条件、賃金を上げていくことは大事だと思っていますので、昨年と比較しますと今回は大幅に目安額が引き下がりましたがけれども、今回の目安額を大幅に上回る最低賃金の引上げ額を求めると同時に、私たちが求めている最低賃金の時間額 1,800 円を速やかに実現していただきたいと思っています。

以上で意見表明とさせていただきます。

西田会長

ありがとうございました。

委員から何か御質問はありませんか。

(特になし)

西田会長

ありがとうございました。では、傍聴人席にお戻りください。

(岡山県労働組合会議発表者着席)

西田会長

それでは順番を元に戻しまして、岡山マスカットユニオンの方に陳述していただきます。

意見陳述される方は陳述台までお進みください。

(岡山マスカットユニオン発表者演台へ)

西田会長

それでは、意見陳述をお願いします。

岡山マスカットユニオン

片山氏

岡山マスカットユニオンの片山と申します。

今回、私たちは早急に最低賃金の時給を 2,000 円以上とする

こと、かつ、その金額が、税及びそのほか社会保険料などの公課を控除してもなお1,800円以上とすることを基本に求めます。

私たちはワーキングプアと呼ばれる層の代表といえます。私たちの組合に入っている組合員には最低賃金ぎりぎり働き、なお、雇用の時間、日にちも不定期で限られている者もいます。加えて、昨今、ウクライナ戦争やイラン戦争などの影響による物価の高騰に悩まされています。私たちの間では少ないお米を分け合って生活しているような状況です。

私たちは最低賃金をすぐに上げ、なおかつ、そのプロセスにおいて、私たちのような人たちの代表者も最低2名ぐらいは入れてほしいということも主張したいと思います。

憲法25条で定められた「健康で文化的な最低限度の生活を送る権利」は、ただ単に飢えて死なない最低限度の水準であればよいというものではなく、家族や友人とささやかな生活を楽しむことが可能でなければいけません。多くの労働者が世界大不況、ここ30年一貫して窮乏し、人減らしのための外注化、非正規職化によって構造的に賃金が低く抑えられています。現行の最低賃金では安心して暮らすことができる場はなく、最低賃金を多少上回っていても、とても最低限度とは言えません。私たちは日々、生存のための戦いをしなければならないのが実情なのでございます。

企業に対しては、業務改善助成金、働き方改革推進支援助成金など、賃金底上げを条件とした助成金制度が既にあるのに対して、残念ながら今は、最低賃金を大幅に上回る水準を直接保障する所得保障制度は存在していないのが現状です。今の社会の構造変化においては、もはや政府が直接所得保障制度を導入すべき段階にきているとは思いますが、さしあたっては最低賃金の大幅増額を目指しています。

特に今年の国会においては、私たちの生活が苦しいにも関わらず、国会の与野党の政治家は、国家のシンボルについての議論に終始し、私たちの生活のための審議というのはあまり行われておりませんでした。もはやクレイジーな国家の段階でございます。今や、戦争中と同じような国の状況でございます。私たちの家計どころか家族の維持さえ困難な状況なのに、消費税の値下げをめぐる審議というのは行われず、国家のシンボルのための審議に終始しているのが現状です。最低賃金が低いままに抑え込まれていることが年金保険制度の空洞化、崩壊状態につながっています。

今、ハイブリット戦争、事実上の第3次世界大戦と呼ばれる状態になっていて、世界経済における供給システム、物流などの混

乱が拡大したことにより、食料、エネルギーなどの価格は高騰を続けております。物価高が労働者の生活を確実に脅かしています。多くの労働者が最低賃金ではもはや暮らしていけないということを鑑みて、最低賃金を大幅に引き上げることを早急に、本気で考えていただきたいと思います。以上です。

西田会長

ありがとうございました。
意見書と合わせて、委員から何か御質問はありませんか。

(特になし)

西田会長

ありがとうございました。では、傍聴人席にお戻りください。

(岡山マスカットユニオン発表者着席)

西田会長

次に、岡山県医療労働組合連合会の方に意見陳述していただきます。

意見陳述される方は陳述台までお進みください。

(岡山県医療労働組合連合会発表者演台へ)

西田会長

それでは、お願いします。

岡山県医療労働組合連合会

平田氏

岡山県医療労働組合連合会からまいりました平田と申します。
よろしくお願いいたします。

私たちは県内の病院、介護施設の労働組合で構成しています。ケア労働者の離職防止、なおかつ定着という観点からも最低賃金額の大幅引き上げと、全国一律制の最低賃金を求める意見を述べたいと思います。

医療・介護の現場は政府の政策の影響を大きく受けています。この間の公定価格の抑制、物価高騰への対応により、6割の病院が赤字を抱え、閉鎖や閉院を強いられるなど、医療・介護提供体制を維持することが困難な状況に追い込まれています。医療崩壊、介護崩壊が深刻になっています。

医療・介護従事者の賃金は2024年度「賃金構造基本統計調査」によれば全産業平均と比較して看護師においては月額20,000円低く、介護職に至っては約80,000円も低くなっています。今春闘においても他産業に届かない賃上げにとどまり、他産業との賃金格差はまた広がりました。

また、同一の国家資格、同一労働、サービスを提供しているにもかかわらず、地域別最低賃金と見事に相関し、働く場所が違うだけで、年収ベースでは数十万から百万円以上の賃金格差が生じています。それが地方での人材確保を困難にしています。

重複しますが、岡山県労会議で取り組んだ「最低生計費試算調査」では、25年の1月に1,822円が必要という結果が出ました。全労連がその後の物価上昇を加味した試算においても、どこで働いても1,800円から1,900円が必要だということが明らかになっています。

政府の目標値である最低賃金1,500円では、もはや「健康で文化的な最低限度の生活」さえできなくなっていると思います。

ケア労働者の離職防止、確保、定着のためにも、医療・介護提供体制を将来にわたって安定的に維持するためにも、最低賃金水準の引き上げは大変重要だと考えています。

生活をしていくのに地域間格差はありません。最低賃金の1,800円以上の引き上げと全国一律最低賃金制度の創設を、また、できるだけ早い発効日を求めます。以上です。

西田会長

ありがとうございました。
委員から何か御質問はありませんか。

(特になし)

西田会長

ありがとうございました。では、傍聴人席にお戻りください。

(岡山県医療労働組合連合会発表者着席)

西田会長

次に、岡山県労働組合岡山地域会議の方に意見陳述をしていただきます。

意見陳述される方は陳述台までお進みください。

(岡山県労働組合岡山地域会議発表者演台へ)

西田会長

それでは、意見陳述をお願いします。

岡山県労働組合岡山地域会議

石村氏

岡山県労働組合岡山地域会議の石村です。よろしくお願いします。

昨年最賃引き上げで、岡山でも中央最賃の目安をわずかに上回り、ようやく千円台に到達しました。しかし、実施日が2か月

も遅れたことは看過できません。企業側に準備が必要とのことでしたが、具体的に何にどのくらいの準備が必要だったのか、また、それは妥当だったのかを示してほしいと思います。

確かに中小企業が大幅に最賃を上げるのは大変なことだというのは理解できます。だからこそ、これまでも中小企業への公的な支援を求めてきました。

先ほどもお話がありましたが、ナフサ問題や物価高で大変な企業は増えています。また、中小企業で働いている人は多く、地域産業を支えているといえます。中小企業がなくなれば、大きな企業も成り立ちません。地域を大切にするのであれば、中小企業へのサポートに力を入れるべきと考えます。もちろん、実施日の後退は労働者にとって実質的損害であり、決して認めることはできません。

最賃近傍で働く人の多くが非正規労働者であり、その多くが女性です。岡山県は女性の活躍を応援していますが、それならば、まず、女性が自立して生きていける最低賃金にしてほしい、働く女性の人権を保障してほしいと思います。

私自身はロストジェネレーション世代で、様々な職場で今まで非正規労働者として働いてきました。ということは、勿論、生涯賃金は低く、年金も少ないということです。そもそも正社員になれるパイが小さかった、そういう時代に生まれた私が悪かったのでしょうか。それとも生んだ両親が悪かったということでしょうか。今、働いている若い人たち、これから働く学生たちにそんな思いをさせたくはありません。将来のことなど考えられない、今月を何とか乗り切るだけで精いっぱい、ぎすぎすしながら生きてほしくありません。

若い世代の芽を潰すと大きなしっぺ返しが来るというのは、今の少子化と人手不足の状況を見ても明らかだと思います。また同じ過ちを繰り返すのでしょうか。これからの岡山をどうしたいか、暮らしていけない賃金で働かせて果たして岡山に未来はあるのか、そういう視点で是非考えていただきたいです。

私自身は、今現在はそれなりに健康で文化的な最低限度の生活は送れている気がします。今は正規で働いているのですが、正規になってそれほど経たないので貯金額は少なく、親の介護が本格的に始まったらどうなるかとか、自分が病気になったら終わりだなどと考えることはよくあります。なので、今現在は何とか生活ができていますが、将来のことはそんなに見通せていないなと思っています。

私たちは、コロナをどうにか乗り越えてもなお、物価高に晒され続け、このままの状況が続くのだろうかと思ひしきつていま

す。先ほどの報告で去年に比べて今年は緩やかな物価上昇という話もありましたが、これまでの物価上昇がものすごく、緩やかというのは言葉のロジックといたしますか、今までのものすごい物価高が多少緩やかになったというだけで、物価高自体が緩やかではない、相変わらず損害は増え続けているというのが私たちの感覚です。皆さんはどうでしょうか。そういう状況を受けて働く人たちがこれからも岡山で暮らしつづけていけるように、是非、最低賃金の大幅なアップで応えてください。よろしくお願いします。

西田会長

ありがとうございました。
委員から何か御質問はありませんか。

(特になし)

西田会長

ありがとうございました。では、傍聴人席にお戻りください。

(岡山県労働組合岡山地域会議発表者着席)

西田会長

次に、岡山県高等学校教職員組合の方に意見陳述していただきます。
意見陳述される方は陳述台までお進みください。

(岡山県高等学校教職員組合発表者演台へ)

西田会長

それでは、お願いします。

岡山県高等学校教職員組合

川野氏

岡山県高等学校教職員組合で書記長をしております川野と申します。

近年、少子高齢化の影響もあり、様々な業種で人手不足が深刻化しております。

高校や大学には、介護や保育などを学ぶ過程が設けられておりますが、これらのケア労働に関わる事業所の賃金は最低賃金ぎりぎりの水準に留まっており、労働条件の厳しさも相まって新規学卒者が安心して働き続けられるような状況にはありません。

私たちが携わっている県立学校でも校務技術員、調理員、介助員、農場管理員などが会計年度任用職員として時間額 1,250 円で働いており、大幅な賃上げが求められます。

つきましては、最低賃金のあり方について、次のとおり4点、意見を申し上げますので、岡山地方最低賃金審議会での御議論に反映させていただきますようお願いいたします。

一つ目は、岡山県の最低賃金を時間額1,800円以上に引き上げてください。これにつきましては先ほど多くの方がおっしゃっていました。最低生計費試算調査に関わるところです。これについては省略をします。

二つ目です。全国一律最低賃金制度の必要性を建議してください。岡山県西部の笠岡市や井原市では隣接する広島県福山市と同一の経済圏を形成しており、岡山県内の高等学校や特別支援学校を卒業して福山市の事業所に就職することが多いのが実態です。それなのに、広島県最低賃金時間額1,185円と比較して、岡山県の最低賃金が138円も低くなっているのは不合理です。

そもそも地域別最低賃金制度を維持したままでは地域間格差の解消にはつながらず、事業の公正な競争の確保や、国民経済の健全な発展といった最低賃金法の目的を達成することはできません。コンビニエンスストアなど、全国で商品の価格は変わらないのに、そこで働く労働者の賃金が県境を越えただけで違うのは不合理です。使用者にとっても地域別最低賃金が高額な人材確保の面で障害になっていると聞いています。

先に触れた岡山県労働組合会議の最低生計費試算調査の結果でも最低生計費は全国どこでもそれほど差がないことが明らかになっており、最低賃金は全国一律で設定すべきです。岡山地方最低賃金審議会として全国一律最低賃金制度の必要性を議論していただき、岡山労働局長に建議してください。

3点目は、最低賃金の発効日はできるだけ早くしてください。昨年度は例年10月1日だった発効日が企業の事務手続きが必要として2か月も遅い12月1日となりました。全国的には徳島県が1月、群馬県が3月などと年を越し、発効日が遅れる地域もありますが、こうした動きは全国的な賃金の最低額を保障するという最低賃金法の目的に反するものです。本来は最低賃金についても人事院勧告制度と同様、調査時点にさかのぼって改善されるべきものです。地方自治体においては会計年度任用職員制度が導入されて以来、非常勤職員についても4月にさかのぼって賃金が改正されるようになってきていますが、いまだに翌年度からの改正となっている自治体もあります。こうした格差を解消し、全国一律で最低賃金を改正する仕組みを構築することが求められます。

四つ目は中小企業への特別補助策の実施を建議してください。

最低賃金の引上げは中小企業の負担が大きいという議論がありますが、そもそも日本の中小企業支援策は規模が小さすぎます。中小企業支援策の拡充と併せて政策的に最低賃金を引き上げるべきです。

岡山県内でも求人意欲の高い中小企業が多く、高等学校にも多くの求人が寄せられていますが、大企業との賃金格差が大きく、慢性的な人手不足で、事業の継続が危ぶまれるような状況も見られます。岡山地方最低賃金審議会として、中小企業への特別補助策の必要性を議論していただき、岡山労働局長に建議してください。以上です。

西田会長 ありがとうございました。
委員から何か御質問はありませんか。

高山委員 質問ではないのですが、決して言われたことを否定するわけではないのですが、広島県の最低賃金の額を 1,185 円と言われましたが、現在 1,085 円です。広島との差が 38 円あって、広島の方が高いのは高いです。

西田会長 というご指摘がありました。

岡山県高等学校教職員組合
川野氏 ありがとうございます。

西田会長 ほかにはよろしいでしょうか。

(特になし)

西田会長 ありがとうございました。では、傍聴人席にお戻りください。

(岡山県高等学校教職員組合発表者着席)

西田会長 次に、生協労組おかやまの方に意見陳述していただきます。
意見陳述される方は陳述台までお進みください。

(生協労組おかやま発表者演台へ)

西田会長 それでは、意見陳述をお願いします。

生協労組おかやま

伊藤氏

生協労組おかやまの伊藤と申します。

私はパートで週 38 時間働いています。正規と同じ時間働いていますが、時給は 1,427 円で、月収は 24 万円前後、正規と比べると 7 割ほどで、一時金もありません。一見多いように思いますが、家族手当などは何もなく、税金や給与天引きの返済を引くと、手取りが 15 万円あるかどうかです。心療内科に通院し、仕事を休みがちな夫と、大学 3 年生の娘を抱え、住宅ローンもあと 15 年残っている現実には心が折れそうになります。その上、この物価高です。値引きシールの張ってある時間を狙ってスーパーに買い物に行ったり、なるべく土日は家で過ごし、車を使わないようにしてガソリン代を浮かせたり、とにかく節約、節約の毎日です。働いて寝るだけの生活では、何を生きがいに、何を楽しみに生きていけばよいのか分かりません。

私事ですが、5 月に次男が入籍しました。8 月には長女が入籍します。岡山県で結婚して家庭を築くという選択をした子どもたちの未来を応援したい気持ちはあります。11 月には次男の結婚式が控えておりますし、来年の春頃には長女が式を挙げると聞いています。子どもの人生のライフステージの中の一大イベントですが、御祝儀や式にかかる今後のお金のことを考えると気が気ではありません。結婚することは親としてうれしいことです。おめでたいことなので子どもにケチはつけないと思いますが、いずれ孫も生まれるでしょう。その時、かわいい孫のためにどれだけお金が使えるのでしょうか。日々の生活が精いっぱい現状では自分が思い描くようなおばあちゃんの姿には正直なれるとは思いません。

最低生計費試算調査では、どこで生活しても時給 1,800 円は必要であることが分かっています。先ほどありましたけれども、最新の情報では 1,900 円に届くという話も出ています。一刻も早く全国一律 1,800 円になることを願い、私たちの生活が少しでも豊かになるよう、中央の目安額よりも上乗せをした金額での答申をお願いします。

最賃近傍で働く同僚から、10 月に最賃が上がると期待していたのに、発効日が 12 月にずれ込み裏切られた気分だと聞きました。その同僚は週 30 時間働いていますが、2 か月分の手取り減少額はざっと 17,000 円ほどだったそうです。最低限の生活すらままならない状況なのに、発効日まで遅れては生きることを諦めてしまう人すら出てきかねません。

労働者の生活を守る視点を持ち、また、次世代を担う若者が安心して結婚して子どもが生まれるような社会になるよう、発効日が先送りされないように、例年どおり 10 月の発効をよろしくお

願いいたします。以上です。

西田会長

ありがとうございました。

意見書と合わせて、委員から何か御質問はありませんか。

(特になし)

西田会長

ありがとうございました。では、傍聴人席にお戻りください。

(生協労組おかやま発表者着席)

西田会長

以上で、意見書の提出のありました団体からの意見陳述が終わりましたが、意見書並びに意見陳述の内容も踏まえて、専門部会での審議をお願いします。

次に議題（６）の「今後の審議日程について」事務局から説明してください。

宮本室長

次回、８月６日にあります第５２２回岡山地方最低賃金審議会につきましては、御確認いただきましたように、岡山県最低賃金専門部会の審議結果に関わらず開催することとなりますので、お忙しい中恐縮ですが日程の確保をお願いいたします。

場所の方はピュアリティまきびになります。よろしく願いいたします。

西田会長

委員の皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

議題（７）の「その他」について、事務局から何かありますか。

宮本室長

先ほど、本日付けで特定最低賃金の各専門部会の労使委員候補者を推薦いただく公示を行うとお伝えしました。

推薦期限につきましては、８月２０日（木）とさせていただきたいと考えております。

また、特定最低賃金の改正決定に係る意見聴取の公示につきましては、必要性の有無について各専門部会で全会一致の議決となった日に意見聴取の公示を行うこととなります。そのため、各業種の審議結果を踏まえ対応させていただきます。

西田会長

ただ今の事務局の説明について皆さんよろしいでしょうか。

(特になし)

西田会長 その他事務局から何かありますか。

宮本室長 1点御報告がございます。

岡山弁護士会より、7月9日付けで、岡山地方最低賃金審議会及び岡山労働局長あて、最低賃金の大幅引上げ等を求める会長声明が送付されております。以上です。

西田会長 委員の皆様から他に何かありますでしょうか。

(特になし)

西田会長 よろしいですか。

それでは、これで第521回岡山地方最低賃金審議会を終わります。

お疲れ様でございました。